

表 1 厚生労働省重要医薬品供給確保事業によって確保されている医薬品

| 対象医薬品 (販売業者) | 選定理由 | 単価 | 数量 | 予算額 | 払出数量 | 備蓄量 (平成 23 年 6 月 1 日現在) |
|---|--|---------------------------------|-------------------|------------------|---------------------------------------|----------------------------|
| 乾燥ガスエソウマ抗毒素 (化血研) | 予防及び治療に不可欠 需要がほとんどなく、国が買い上げることとしな ければ製造する事業者がいないため。 (コレラワクチンは治療法が確立されて必要性 が低下したため平成 20 年度以降は対象外。数字 は平成 19 年度) | ¥183,067 | 112 瓶 | ¥20,504,000 | 9 瓶 | 497 人分 |
| 乾燥ジフテリアウマ抗毒素 (化血研) | | ¥37,990 | 300 瓶 | ¥11,397,000 | 5 瓶 | 1024 人分 |
| 乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン (化血研) | | ¥9,446 | 200 瓶 | ¥1,898,000 | 15 瓶 | 65 人分 |
| 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素 A B E F 型 (化血研) | | — | — | — | 33 瓶 | 84 人分 |
| 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素 E 型 (化血研) | | ¥159,982 | 94 瓶 | ¥15,038,000 | 4 瓶 | 118 人分 |
| コレラワクチン (北里研) | | ¥1,774 | 1,200 瓶 | ¥2,129,000 | なし | |
| プレパンドミックインフルエンザワクチン 原液 (化血研、微研、デンカ) | 流行時に必要最小限の社会機能を維持するた めに必要な医師等に接種するワクチンを確保す るため、国が買い上げて備蓄しておく必要があるた め。 | ¥4,029,627 | 1131.6 リットル | ¥120,000,000,000 | なし | 約 2000 万人分 |
| 新型インフルエンザワクチン 国産：化血研、微研、北里研、デンカ 外国産：Novartis、GSK (数字は平成 21 年度) | ワクチンの需給がひっ迫する中、緊急時に大量の ワクチンを短期間で混乱なく提供するため、国が 買い上げる必要があるため | ¥481 (国産) ¥1,137 (外国産) | 120,824,149 回分 | ¥138,562,560,000 | 5,280 回分 (国産) 6,439 回分 (外国産) | 50,312,000 回分 (免疫補助剤) |
| 痘そうワクチン (化血研) | テロ対策として国が備蓄しておくことが必要で あるため | 危機管理上の理由から非公開 | | | なし | 非公開 |

数字は特に記載がない限り平成 22 年度

出典：第 177 回国会質問主意書質問第 179 号「重要医薬品供給確保事業に関する質問主意書」

図 1

対抗医薬品：海外（米国）と日本のギャップ分析 平成22年2月時点

| | ハザード数 | 対抗医薬品 | | | |
|----|-------|-----------|-------------|----|--|
| | | 海外（米国）の状況 | 日本の状況 | | |
| | | | 状況 | 数 | 内訳 |
| C | 45 | 20 | 承認 | 11 | |
| | | | 原薬・試薬から院内調製 | 4 | ブルシアンブルー、グルコン酸カルシウムゲル、亜硝酸ナトリウム、フィズステグミン、メチレンブルー |
| | | | 未開発 | 5 | 抗ジキタリス抗体、Mark I、DMSA、フォメピゾール |
| B | 6 | 13 | 承認 | 5 | 適応外1を含む |
| | | | 未開発 | 8 | 炭疽ワクチン 炭疽菌抗毒素(2種類) 天然痘ワクチン(2種類)*1 ポツリヌストキソイド*2 ポツリヌス抗毒素(2種類)*1 |
| RN | 19 | 12 | 承認 | 6 | すべて適応外 |
| | | | 未開発 | 6 | ブルシアンブルー*3 Ca-DTPA,*4 Zn-DTPA*4 DMSA、KIO3、Ca(IO3)2 |

*1 相当品が国内承認 *2 相当品が国内にあるが未承認で備蓄。*3 承認申請中 *4 承認申請準備中
健康危機管理事態において用いる医学的対処の研究開発環境に関する研究 赤字は平成24年2月現在承認済みまたは開発開始に目途

図 2

医薬品の開発レベルと解決すべき課題

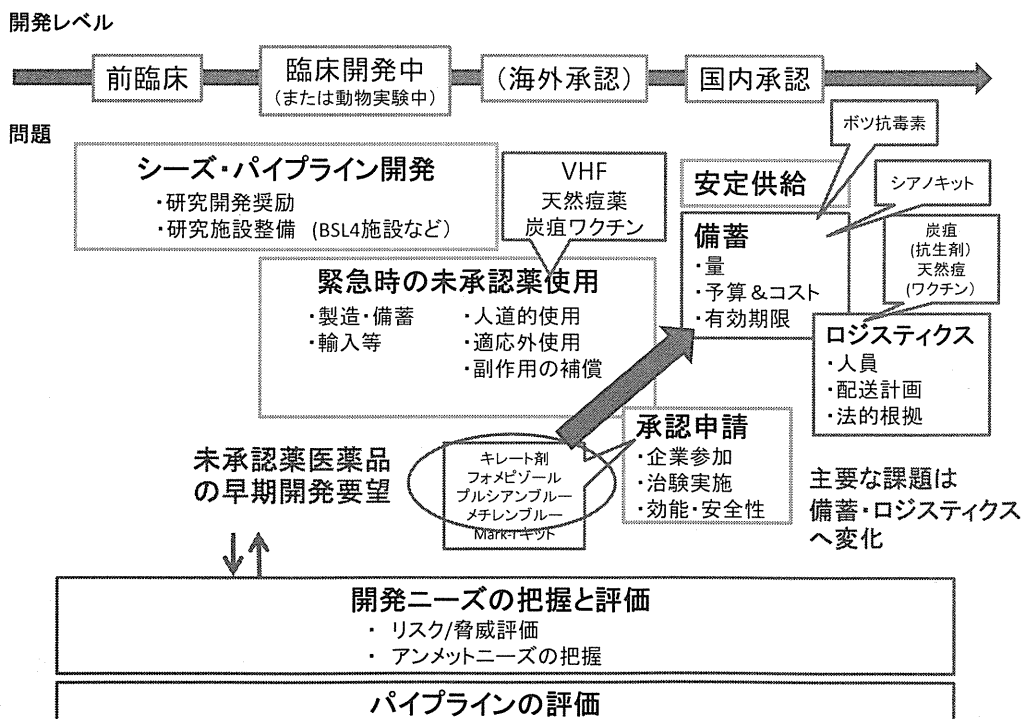
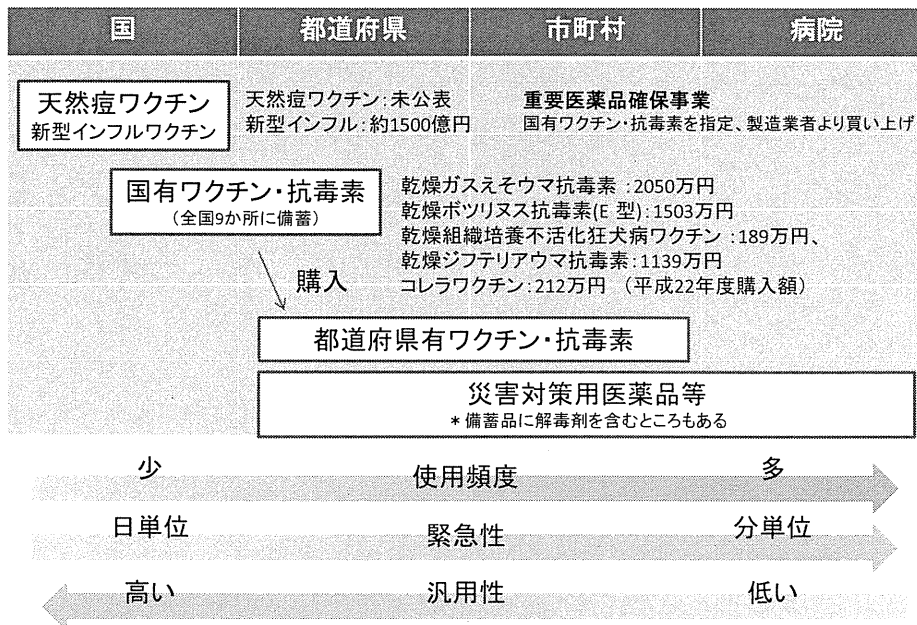


図 3

既存の医薬品備蓄・供給モデル



9

図 4

抗化学剤備蓄のあり方

- 神経剤テロは地下鉄サリン事件の規模を想定
 - ~10,000人の被害者の1/10に医薬品が必要
- 神経剤以外は神経剤テロの被害規模の1/10と想定
 - 1事案あたり総額 1,420万円程度 (未承認の3医薬品を除く)
 - 47都道府県+国 (48か所) 6.8億円
 - 19政令指定都市+熊本市+東京都+国 (22か所) 3.1億円
- 有効期限を考慮しつつ購入
 - 継続的な購入が必要
 - 有効期限3年であれば毎年必要量の1/3を購入して備蓄形成
- 国で一括購入
 - サミット等の開催時に一時的に集中させる流動性を確保
- 地方自治体で管理
 - 地方の医療提供体制に応じた供給システムの構築
 - ドクターカー、ドクターヘリ、救命救急センター、災害拠点病院等

11

(資料 1)

参考資料

テロ対抗医薬品事前準備に係る
法令・通知・報告書等抜粋

掲載法令・通知・報告書等抜粋 一覧

| |
|------------------------------|
| 法律・計画等 |
| 薬事法 |
| 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 |
| 国民の保護に関する基本指針 |
| 厚生労働省国民保護計画 |
| 文部科学省・文化庁国民保護計画 |
| 厚生労働省防災業務計画 |

| | | |
|-------------|------------------------------------|------------------------|
| 通知 | | |
| 発出日 | タイトル | 発出元 |
| 昭和26年 8月 6日 | 国有ワクチンの供給について | 厚生省 |
| 平成13年 4月16日 | NBCテロその他大量殺傷型テロへの対処について | 内閣危機管理監決裁 NBCテロ対策会議 |
| 平成13年 4月16日 | NBCテロ対策に関する施策の推進状況 | NBCテロ対策会議 |
| 平成13年10月12日 | 国内テロ対策等における重点推進事項 (法令整備・予算措置関連) | 閣議決定 |
| 平成13年10月25日 | 第二回緊急テロ対策本部会議終了後報告メモ | 厚生労働省 |
| 平成13年10月26日 | 生物化学テロ対策の推進について | 閣議決定 |
| 平成13年11月 8日 | 生物化学テロ対処政府基本方針 | 閣議決定 |
| 平成13年11月15日 | 生物化学テロへの対処について | 内閣官房 |
| 平成13年11月16日 | 炭疽菌感染症に係る治療薬の健康保険制度上の取扱いについて | 厚生労働省 |
| 平成13年12月19日 | 生物化学テロへの対処について | 内閣官房 |
| 平成14年10月29日 | 国内でのテロ事件発生に備えたテロ対策の再点検等について | 厚生労働省 |
| 平成15年 3月20日 | 国内でのテロ事件発生に係る対応について | 厚生労働省 |
| 平成15年12月15日 | 国内でのテロ事件発生に係る対応について | 厚生労働省 |

| | | |
|------------|--|-----------------------|
| 報告書等 | | |
| 出版日 | タイトル | 発出元 |
| 平成13年4月11日 | 生物兵器への対処に関する懇談会 報告書 | 生物兵器への対処に関する懇談会 (防衛庁) |
| 平成14年3月 | 厚生科学審議会感染症分科会感染症部会 大規模感染症事前対応専門委員会報告書 ～生物テロに対する厚生労働省の対応について～ | 厚生労働省 |
| 平成14年4月26日 | 痘瘡ワクチン接種について | ワクチン等に係る検討会 (防衛庁) |
| 平成14年7月8日 | ワクチン等に係る検討会報告書 | ワクチン等に係る検討会 (防衛庁) |

薬事法（抄）

（特例承認）

第 14 条の 3 第 14 条の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する医薬品又は医療機器として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第 2 項、第 5 項、第 6 項及び第 8 項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目に係る同条の承認を与えることができる。

1. 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品又は医療機器であり、かつ、当該医薬品又は医療機器の使用以外に適当な方法がないこと。

2. その用途に関し、外国（医薬品又は医療機器の品質、有効性及び安全性を確保する上で本邦と同等の水準にあると認められる医薬品又は医療機器の製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国として政令で定めるものに限る。）において、販売し、授与し、並びに販売又は授与の目的で貯蔵し、及び陳列することが認められている医薬品又は医療機器であること。

2 厚生労働大臣は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、前項の規定により第 14 条の承認を受けた者に対して、当該承認に係る品目について、当該品目の使用によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生を厚生労働大臣に報告することその他の政令で定める措置を講ずる義務を課することができる。

薬事法第 80 条第 4 項 第 14 条の 3 第 1 項（第 20 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による製造販売の承認を受けて製造販売がされた医薬品又は医療機器については、政令で、第 43 条、第 44 条、第 50 条、第 51 条（第 68 条の 5 において準用する場合を含む。）、第 52 条、第 54 条（第 64 条において準用する場合を含む。）、第 55 条第 1 項（第 64 条及び第 68 条の 5 において準用する場合を含む。）、第 56 条、第 63 条、第 63 条の 2、第 65 条、第 68 条の 3、第 68 条の 4 及び第 68 条の 6 の規定の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

* 項目

- ①検定（薬事法第 43 条）
- ②表示（薬事法第 44 条）
- ③直接の容器等の記載事項（薬事法第 50 条、第 51 条、第 63 条及び第 68 条の 3）
- ④添付文書の記載事項（薬事法第 52 条、第 63 条の 2 及び第 68 条の 4）
- ⑤記載禁止事項（薬事法第 54 条）
- ⑥販売、授与等の禁止（薬事法第 55 条第 1 項）
- ⑦販売、製造等の禁止（薬事法第 56 条、第 65 条及び第 68 条の 6）

第三章 避難住民等の救援に関する措置

第一節 救援(第七十四条―第九十三条)

(外国医薬品等の輸入の許可)

第九十二条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条の三の規定は、避難住民等に対する医療の提供のために必要な医薬品(同法第二条第一項の医薬品をいう。以下この項及び第三項において同じ。)又は医療機器(同条第四項の医療機器をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の輸入について準用する。この場合において、同法第十四条の三第一項中「第十四条の承認の申請者が製造販売をしようとする物が」とあるのは「厚生労働大臣は」と、「として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項」とあるのは「を輸入しようとする者に対して、第十四条第二項」と、「薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目」とあるのは「その品目」と、同項第二号中「政令で定めるもの」とあるのは「厚生労働大臣が認めるもの」と読み替えるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項において準用する薬事法第十四条の三第一項の承認を与えた場合において、当該承認に係る品目の輸入の必要がなくなつたと認めるとき、又は保健衛生上の危害の発生若しくはその拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

3 薬事法第八十条第四項の規定は、第一項において準用する同法第十四条の三第一項の規定により輸入される医薬品又は医療機器について準用する。

【参考】

薬事法第14条の3 第14条の承認の申請者が製造販売をしようとする物が厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する医薬品又は医療機器として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項を輸入しようとする者に対して、第十四条第二項、第5項、第6項及び第8項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目に係る同条の承認を与えることができる。

1. 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品又は医療機器であり、かつ、当該医薬品又は医療機器の使用以外に適当な方法がないこと。

2. その用途に関し、外国(医薬品又は医療機器の品質、有効性及び安全性を確保する上で本邦と同等の水準にあると認められる医薬品又は医療機器の製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国として政令で定めるもの厚生労働大臣が認めるものに限る。)において、販売し、授与し、並びに販売又は授与の目的で貯蔵し、及び陳列することが認められている医薬品又は医療機器であること。

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第2節 避難住民等の救援に関する措置

4 その他の医療活動

(1) 医療活動を実施するための体制整備等

○指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社〕及び都道府県は、武力攻撃災害が発生した場合、あらかじめ備蓄した応急救護用医薬品、医療資機材等を活用するとともに、平素からNBC攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとし、国〔厚生労働省、文部科学省〕は、関係機関において必要な備蓄が行われるように努めるものとする。また、国〔文部科学省、厚生労働省〕は、原子力事業所が設置されていない都道府県においても、核攻撃等による災害が発生した場合、専門的入院診療に対応可能な地域の被ばく医療体制との連携が図られるよう支援するものとする。

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

6 感染症等の指定等の特例

○厚生労働省は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により予防接種法に規定する一類疾病及び二類疾病以外の感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病の予防にワクチンの注射又は接種が有効であることが確認されているときは、必要に応じ、国民保護法第121条第3項の規定に基づき、当該感染症を一類疾病として指定することにより、予防接種を実施するものとする。厚生労働省は、予防接種を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ、この場合の手續、予防接種の実施、地方公共団体その他の関係機関との連携の在り方等について定めるものとする。

第7節 訓練及び備蓄

2 備蓄

○国〔厚生労働省、文部科学省〕は、武力攻撃災害への対処に関する措置その他国民保護措置の実施のために必要な安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものを、必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその促進に努めるものとする。

<http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/shishin221109.pdf>

第 1 章 実施体制の確立

第 2 節 平素における措置

5 訓練及び備蓄等

（2）備蓄

○ 厚生労働省（大臣官房厚生科学課、医政局及び健康局）は、武力攻撃災害への対処に関する措置その他国民保護措置の実施のために必要な安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものを、必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその促進に努めるものとする。

第 4 章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

第 3 節 医療の提供等

（2）医療活動を実施するための体制整備等

○ 厚生労働省医政局は、国立高度専門医療研究センターに対し、武力攻撃災害が発生した場合に備え、平素からNBC攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるよう促す。

第 5 章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第 3 節 NBC攻撃による災害への対処

1 共通事項

（3）生物剤による攻撃の場合

○ 生物剤による攻撃の場合には、厚生労働省健康局は、ワクチンの接種に関する情報についても広報し、痘そうが使用され、又は使用されるおそれがある場合には、必要に応じて、予防接種法に基づき、都道府県知事に臨時の予防接種を指示するものとする。

第 4 節 保健衛生の確保その他の措置

1 感染症等の指定等の特例

○ 厚生労働省健康局は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により予防接種法に規定する一類疾病及び二類疾病以外の感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病の予防にワクチンの注射又は接種が有効かつ安全であることが確認されているときは、必要に応じ、国民保護法第 121 条第 3 項の規定に基づき、当該感染症を一類疾病として指定することにより、予防接種を実施するものとする。

○ 武力攻撃事態等において予防接種を的確かつ迅速に実施するため、下記のとおり措置を講ずるものとする。

・ 痘そうによる武力攻撃事態が想定される場合は、厚生労働省健康局は、臨時の予防接種として、痘そうの予防接種を行うよう、都道府県知事に指示する。

・ 予防接種の実施に当たっては、初動対処要員及び未接種者に対して優先的に接種するものとし、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）等を遵守するものとする。

第 6 章 国民保護措置のための全般的な留意事項

第 3 節 海外からの支援の受入れ

○ 厚生労働省医薬食品局は、外国でのみ販売されている医薬品又は医療機器でのみ治療可能な健康被害が発生した場合等において、避難住民等に対する医療の提供のため緊急に輸入するほかないとき、これを輸入する者に対して特例的に製造販売の承認を与える。

文部科学省・文化庁国民保護計画（抄）

平成17年10月13日

17文科施第231号

文部科学大臣・文化庁長官決定

平成19年1月9日 18文科施第434号 変更

平成19年10月5日 19文科施第248号 変更

平成20年10月24日 20文科施第303号 変更

平成21年11月11日 21文科施第155号 変更

第4章 文部科学省及び文化庁が実施する国民保護措置に関する事項

第4節 医療活動の実施に関する措置

1 平素からの備え

(1) 備蓄

文部科学省は、大学附属病院に対し、武力攻撃災害が発生した場合に備え、平素からNBC攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるよう促す。また、武力攻撃災害への対処に関する措置等のために必要な特殊な薬品等のうち大学附属病院において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものを必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその促進に努めるよう促す。

厚生労働省防災業務計画（抄）

平成13年 2月14日
厚生労働省発総第11号制定

第3章 医療・保健に係る災害予防対策

第5節 医薬品等の安定供給の確保

第3 医薬品等の供給、管理等のための計画

1 都道府県は、「大規模災害時の医薬品等供給システム検討会報告書」（平成8年1月厚生省大規模災害時の医薬品等供給システム検討会報告）等を参考とし、関係者間の情報連絡体制、災害用の備蓄医薬品等の確保方策、保管・管理体制等を内容とする医薬品等の供給、管理等のための計画の策定に努める。

2 厚生労働省医政局及び医薬食品局は、都道府県が行う医薬品等の供給、管理等のための計画策定に際し、必要な助言及びその他の支援を行う。

各都道府県知事殿

厚生省薬務局長
厚生大臣官房会計課長

国有ワクチンの供給について

標記については、本年8月1日以降別記国有ワクチン供給要領により供給等の事務を行うこととするから御了知の上管内関係の向きへも周知方取り計らわれない。

おって、この通ちようの国有ワクチンの種類は、発疹チフスワクチン、コレラワクチン及びインフルエンザウイルスワクチンの3種である。

(別記) 国有ワクチン供給要領

一政府関係需要に対しては、次により供給する。

(1) 政府関係各庁の需要に対しては、物品取扱令規に従い保管轉換の事務処理とすること。

(2) 国家防疫事務を地方公共団体等に委託したときの需要に対しては無償で譲与すること。

2 上により譲与を受けたものについては、毎月末の出納を明らかにし翌月10日までに別記第1号様式で厚生省薬務局分任会計官吏(以下分任官)あて報告すること。

3 上により譲渡を受けたものの一部または全部をその目的外に使用したときは、その使用分について毎四半期で精算し、一般売払の要領により処理すること。

二一般需要に対しては、売払処理の方法をとり、次により供給する。

(1) 申請

申請は、すべて文書によることとし、緊急のためやむを得ないときに限り電信または口頭によってよいが、事後速やかに申請書を提出すること。

2 前項後段の申請者が著しく遅延したときは、現品の回収をすることがあること。

3 申請は、次に掲げるものを除き、各都道府県において管内需要を取りまとめ一括申請とし、特別の事情のあるときは、市町村またはその他の需要者から申請してもよいが、この場合は、都道府県衛生部の証明を要すること。

イ公共企業体

ロ特殊事業場

ハ外国駐在公館指定病院または医師(海外渡航者用)

ニ連合軍指定病院診療施設(連合軍要員用)

ただし、前号に掲げるものについても都道府県が一括して申請することについては差し支えないこと。

4 申請書は、別記第2号様式とすること。

(2) 契約書

契約書は、政府所属物品の売払契約とし、申請の都度これを結ぶこと。

2 契約書は、売払代金が60万円を超えないときは省略するが、会計経理上別記第3号様式の付属書を申請書に添付すること。

3 契約書は、別記第4号様式とし、申請書を受領したとき本省から正副2通を作成し申請者に送達し、その1通を本省分任官あて返送すること。

(3) 売払代金

売払価格は、厚生省の定めた容器代及び諸掛を含めた価格とすること。

2 代金は、本省の発行する納入告知書により納入すること。

3 所定の期日以内に納入できない事情のあるときは、ただちに理由をそえて延納の協議をすること。

(4) 現品発着

現品は申請により発送すること。

2 現品を受領したときは、ただちに数量等を確認し、別記第5号様式の受領書を分任官あてに送付すること。

3 数量の過不足、破損その他事故を発見したときは、着後2週間以内にその事情を分任官に通知し、協議の上処理すること。

(5) 交換返品

前項3により協議の上処理するものを除いては、交換または返品の処置は取り扱わないこと。

ただし、事情により使用残を来し、他に譲渡等の処置を依頼されたときは、適正な保管により品質に変化を生じていないと認められたものについてのみ斡旋は行うが、会計経理は授受当事者間で処置すること。

NBCテロその他大量殺傷型テロへの対処について(抄)

平成13年4月16日

内閣危機管理監決裁

NBCテロ対策会議

平成13年5月28日一部改正

NBCテロ対策関係省庁役割分担表

医薬品の備蓄 主として対応に当たる省庁： 厚労省
関係する省庁： 文科省、防衛庁

NBCテロ対策関係省庁役割分担表

| | 警察 庁 | 防衛 庁 | 消防 庁 | 法務 省 | 外務 省 | 文科 省 | 厚労 省 | 農水 省 | 経産 省 | 国交 省 | 海保 庁 | 環境 省 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 脅威の評価 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | |
| 被害情報の集約 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 原因物質の分析・特定 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 治療関連情報の提供 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ◎ | | ○ | | | |
| 専門家の派遣等 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | | |
| 専門家の搬送への協力 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | |
| 被害者の搬送 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | |
| 被害者の治療 | | ○ | | | | ○ | ◎ | | | | | |
| 医薬品の備蓄 | | ○ | | | | ○ | ◎ | | | | | |
| 医薬品の搬送への協力 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | |
| 警察・消防活動への協力 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 外国政府等との連絡 | | | | ○ | ◎ | | | | | | | |
| 国民への情報提供 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 環境等への影響評価 | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| 再発の防止 | ◎ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | |
| 原因物質の管理 | ○ | | ◎ | | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | ○ | ○ |
| 被害者への対応 | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | | | | | |

注1:◎は主として対応に当たる省庁、○は関係する省庁を示す。

注2:◎及び○については、それぞれの省庁の特性を生かし、N、B又はCのいずれかひとつの分野でも該当するものを挙げている。

注3:内閣官房及び内閣府は、全体の調整を行う。

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/nbc/2001/0416taisyo.html>

NBCテロ対策に関する施策の推進状況（抄）

平成13年4月16日

NBCテロ対策会議

関係各省庁等の連携・分担によるNBCテロ対策に関する施策の推進状況及び今後の課題については次のとおりである。

3. 今後の課題

以上を踏まえ、今後の課題としては、原子力施設防護体制の強化、NBCテロの発生に備えた医薬品備蓄体制の確立、また、現地関係機関等の連携確保に向けた措置等が挙げられる。

- ・ ワクチンや治療薬等核・生物・化学テロの発生に備えた医薬品備蓄体制の確立

別紙

I. 核物質を用いたテロへの対策のための施策推進状況

3. 今後の課題

- ・ 治療薬等医薬品備蓄体制の整備 厚生労働ほか関係省庁

II. 生物剤を用いたテロへの対策のための施策推進状況

1. 既に講じられた施策

(6) 医療関連の施策

- ・ 使用される可能性の高い治療薬のリストを作成（平成12年度） 厚生労働

3. 今後の課題

- ・ 治療薬等医薬品備蓄体制の整備 厚生労働ほか関係省庁

III. 化学剤を用いたテロへの対策のための施策推進状況

1. 既に講じられた施策

(7) 医療関連の施策

- ・ 使用される可能性の高い治療薬のリストを作成（平成12年度） 厚生労働

2. 現在推進中ないしは推進を検討中の施策

(3) 資機材の整備

- ・ 神経剤治療用自動注射器及び化学剤検知器の取得（平成13年度） 防衛

3. 今後の課題

- ・ 治療薬等医薬品備蓄体制の整備 厚生労働ほか関係省庁

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/nbc/2001/0416suisin.html>

国内テロ対策等における重点推進事項
(法令整備・予算措置関連) (抄)

平成13年10月12日
閣議決定

平成13年10月12日に開催した「国内テロ対策等に関する関係省庁会議」(参加省庁: 内閣官房、内閣府、警察庁、防衛庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁)において、緊急対応措置(平成13年10月8日緊急テロ対策本部決定)のうち、特に国内テロ対策等における重点的な推進事項で法令整備若しくは予算措置を伴うものについて以下のとりまとめがなされるとともに、必要により項目ごとに関係の深い省庁間の連絡を密にして、強力に推進していくことが申し合わせられた。

4 NBC(核・生物・化学)テロ対策等の強化

(1) NBCテロ対策の強化

・テロの発生に備えた医薬品等の準備等の強化

NBCテロの発生に備え、必要な医薬品等の準備等を強化する。

<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2001/1012terojyuten.html>

第二回緊急テロ対策本部会議終了後報告メモ

平成13年10月25日

厚生労働省*

10月25日、第二回緊急テロ対策本部を開催した。

バイオテロを中心に、現状や問題点、対応の状況について種々議論があった。

議論の結果として、

1. 天然痘ワクチンの確保について

2. 炭疽用の抗生物質について

の2つが現時点において特に最重点で取り組むべき課題とされた。

前者については、今年度の補正予算の中で、再生産を行うという方向が確認された。

また、後者については、卸・メーカー段階の流通量等を再調査し、当面、特別な対策をとらなくとも必要な量が確保されていることが確認された。

ただし、一部の抗生物質については、炭疽菌に対する効能の承認がないため、健康保険上の取扱い、副作用被害が発生した場合の取扱いを含めて、通常の薬剤とほぼ同様の取扱いとなるよう緊急に関係局課で対応をとることとした。

* 出典は厚生労働省ホームページ : <http://www.mhlw.go.jp/houdou/0110/h1025-6.html>

生物化学テロ対策の推進について（抄）

平成13年10月26日

閣議決定

1. 緊急テロ対策本部において決定された緊急対応措置の中ではNBCテロ対策の強化が示されているところ、本日NBC（核・生物・化学）テロ対策についての関係省庁会議（参加省庁等：内閣官房、内閣府、警察庁、防衛庁、郵政事業庁、消防庁、法務省公安調査庁、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、環境省）を開催した。
2. 会議では、米国における炭疽菌送付事件の広がりを受けた我が国での悪質な模倣犯の発生に対し、断固たる措置を取ることを確認。政府として、特に生物化学テロへの対処について、関係機関の対処能力強化、民間の協力も得た治療薬の備蓄等の対策を強力に推進するとともに、万一テロが発生した際の関係省庁の役割分担を改めて明確にし、相互に連携して万全の体制を取ることを申し合わせた。
3. 併せて、国民の安全と安心を確保するため、正確で時宜を得た情報の提供に、引き続き最大限の努力を払うことを確認した。

生物化学テロへの対処について（抄）

今回の米国における同時多発テロ及び炭疽菌による事案の発生、さらには国内での不審な郵便物事案が発生しているところ、我が国の生物化学テロに対する対処状況は以下のとおり。

1 不審な郵便物等への対処

(2) 措置

- ・ 医薬品の在庫、流通量の調査(厚労省)

生物化学テロを念頭に、炭疽の治療に用いる抗生物質をはじめ必要となる医薬品等について、国内在庫を確認。

2 生物化学テロの発生に備えた措置

- ・ 都道府県における体制の整備(消防庁、警察庁)

テロ対策本部の設置等により、都道府県が中心となって、市町村、消防、警察、自衛隊及び医療機関などとの情報の共有、連携、薬剤・資機材の保有状況の把握等についての体制整備を図るよう、消防庁から都道府県に対して要請。

4 今後執るべき措置

10月12日、関係省庁会議において、以下の3点を今後重点的に推進すべき事項とした。

- ・ 医薬品等の準備等の強化

生物化学テロの発生に備え、必要な医薬品等の準備等を強化する。

生物テロ対処関係省庁役割分担表*1

(発生時の対処)

1 患者への対応

(5)薬剤 予防薬・治療薬の確保 厚労省

2 実働部隊対処(1の対応を越える場合の支援)

(3)活動 感染症法*2に規定する都道府県知事の措置の支援

3. 予防薬・治療薬の輸送・配布 警察庁、防衛庁、海保庁

生物テロ対処関係省庁役割分担表*1

(発生時の対処)

1 患者への対応

| | | |
|-------|---|-------------------------------|
| (1)検知 | 感染症サーベイランスの強化(症候群別サーベイランスを含む) 保健・医療機関等との連携による不審な発病等の情報収集 | 厚労省 警察庁、消防庁 (→必要に応じ厚労省に提供) |
| (2)搬送 | 患者搬送 | 消防庁 |
| (3)診断 | 医療関係者に対して診断法の情報提供、注意喚起 | 厚労省、文科省 |
| | 確定診断支援体制、臨床検査機関情報の提供 | 厚労省 |
| (4)治療 | 治療法・対処方法の情報提供 | 厚労省、文科省 |
| | 医療機関の防護設備の整備 | 厚労省 |
| | 医療提供 | 厚労省、文科省 |
| (5)薬剤 | 予防薬・治療薬の確保 | 厚労省 |
| (6)ケア | PTSDに対する心のケア | 厚労省、文科省 |

2 実働部隊対処(1の対応を越える場合の支援)

| | | |
|---------------|-------------------------|---------------------|
| (1)教育訓練 | 対処方法等に関する情報提供、研修 | 厚労省、警察庁、防衛庁、消防庁、海保庁 |
| (2)装備 | 防護衣、検知器材等の配備 | 警察庁、消防庁、防衛庁 |
| (3)活動 | 感染症法*2に規定する都道府県知事の措置の支援 | |
| | 1 患者搬送 | 消防庁、警察庁、防衛庁、海保庁 |
| | 2 治療施設、医療提供 | 防衛庁 |
| | 3 予防薬・治療薬の輸送・配布 | 警察庁、防衛庁、海保庁 |
| | 4 検知(汚染箇所の確定) | 警察庁、防衛庁、消防庁 |
| | 5 拡大防止 | 警察庁、防衛庁、消防庁、海保庁 |
| 6 除染(薬剤確保を含む) | 防衛庁 | |

3 国民一般への対応

| | | |
|-------|-------------------------|-----------------------|
| (1)広報 | 被害状況、生物剤及び対処方法についての情報提供 | 厚労省、警察庁、海保庁 (自治体との連携) |
| (2)相談 | 窓口の設置 | 厚労省 (自治体との連携) |
| (3)検診 | 健康診断の実施 | 厚労省 (自治体との連携) |

(注) *1：内閣官房及び内閣府は、全体の調整を行う。

*2：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2001/1026bctero.html>

生物化学テロ対処政府基本方針

平成13年11月8日
閣議決定

1. 感染症対策、ワクチン準備等保健医療体制の強化
2. 保健医療他関係機関間の連携、発生時対処等の強化
3. 生物剤・化学剤の管理とテロ防止のための警戒・警備の強化
4. 警察、自衛隊、消防、海保等関係機関の対処能力の強化
5. 国民に対する正確で時宜を得た情報の提供

<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2001/1108nbc.html>

生物化学テロへの対処について（抄）

平成13年11月15日

内閣官房

11月8日に決定された生物化学テロ対処政府基本方針の5項目について、政府の対処状況は以下のとおり。

1 感染症対策、ワクチン準備等の保健医療体制の強化

○ 医薬品等の確保

・生物化学テロを念頭に、炭疽の治療に用いる抗生物質をはじめ必要となる医薬品等について、国内在庫を確認。

・国立大学病院における医薬品の在庫を調査し、十分量が確保されていることを確認。

・天然痘ワクチンの製造・備蓄を行うこととし、現在準備を進めている。

2 保健医療他関係機関間の連携、発生時対処等の強化

○ 都道府県における体制の整備

・テロ対策本部の設置等により、都道府県が中心となって、市町村、消防、警察、自衛隊及び医療機関などの情報の共有、連携、薬剤・資機材の保有状況の把握等についての体制整備を図るよう、都道府県に対して要請し、全都道府県政令市において体制が整備された。

<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2001/1115nbctaisyo.html>